

## 『和光経済』 規程

- 第1条 『和光経済』（以下「本誌」という）は、和光大学社会経済研究所員（以下「研究所員」という）の研究及び教育の成果を公にすることによって大学の責務を全うするとともに、各々の研究所員の学術の発展、向上を目的として刊行される。
- 第2条 本誌を発行するために、編集委員会を置く。
2. 編集委員は、経済学科に所属する研究所員3名および経営学科に所属する研究所員3名の計6名とし、和光大学社会経済研究所長が任命する。
  3. 編集委員の任期は2年とする。任期の途中で編集委員が交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
  4. 編集委員の互選により、編集委員長を選出する。
  5. 編集委員長の任期は2年とし、連続しての再任は認めない。任期の途中で編集委員長が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第3条 本誌への投稿者は、研究所員及び和光大学名誉教授（経済経営学部）とする。
2. 投稿に際して、投稿者は、研究に従事する者としての倫理的、社会的責任を常に自覚しなければならない。
- 第4条 本誌には、「査読論文」、「自由論文」、「研究ノート」、「その他」の原稿を掲載する。
2. 「査読論文」については、2名の査読者による査読を行う。査読者は、編集委員会が、投稿原稿の内容に応じて研究所の内外から選任する。その際、少なくとも1名は研究所員以外の者とする。
  3. 「査読論文」の掲載の可否については、査読の結果を踏まえて編集委員会が決する。編集委員会は、必要と認められる場合には、投稿者に原稿の修正を求めることができる。
  4. 「自由論文」、「研究ノート」の掲載の可否については、スクリーニングを行い、その結果を踏まえて編集委員会が決する。編集委員会は、必要と認められる場合には、投稿者に原稿の修正を求めることができる。
  5. 「その他」の原稿の掲載の可否については、編集委員会が決する。
- 第5条 本誌に掲載された論文等の著作権は、和光大学社会経済研究所に帰属するものとする。
- 第6条 執筆要領（執筆の詳細）は、別途定める。